

第9節 給付の時効・打切

(給付の時効及び一時停止)

- 第21条 会員が本章各節に該当し給付される要件を具備した日から6ヶ月を経過しても、給付申請手続きをしないときは、給付を受ける権利は消滅するものとする。
- 2 第9条の遺児奨学金について、毎年5月末日までに継続申請手続きをしない場合及び所在が6ヶ月以上明らかでない場合は給付を一時停止する。

(給付の打切)

- 第22条 会員が第2章第4節及び第5節に該当し給付を受けている期間中に会員資格を喪失したときは、それ以降の給付を受ける権利は消滅するものとする。
- 2 第3節第9条の遺児奨学金について、次の各号の1に該当する場合は、給付を受ける権利が消滅する。
- (1) 対象遺児が死亡したとき、または退学したとき
 - (2) 遺児の扶養者であった会員の配偶者が再婚したとき